

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	8,965,751	68,336,957
パ イ プ た ば こ	-	-
葉 巻 た ば こ	82,048	625,369
刻 み た ば こ	-	-
加 熱 式 た ば こ	821,270	6,259,718
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-
計	9,869,069	75,222,043
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	75,222,043
控 除 税 額	-	475,532
差 引 税 額	-	74,746,506
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員	-	人 94
還 付 金 額	-	千円 133
納 期 限 延 長 税 額	-	-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場 5
	-
	8
法 定 製 造 場	19
合 計	32

調査時点：令和7年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
移出数量		kL 1,153,230	千円
エタノール相当数量		24,595	
欠減控除数量		15,237	
場内消費数量		17	
用途外使用等数量		0	
課税標準		1,113,416	59,901,801
控除税額			1,746
差引計			59,900,044
加算税	過少申告		154
	無申告		66
	重		-
合計			59,900,264
課税人員			人 204
還付金額			千円 -
納期限延長税額			7,333,747

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。
 (注) 課税標準の内訳(移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量)は、申告(処理を含まない。)による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	5
	天 然 揮 発 油 製 造 場	9
	廃 油 再 生 工 場	2
	そ の 他	137
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	51
	そ の 他	11
未 納 税 蔵 置 場		22
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		68
免 税 揮 発 油 場	航 空 用	81
	ゴ ム 用	23
	塗 料 用	17
	印 刷 用 イ ン キ 用	14
	接 着 剤 用	8
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	25
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		447
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		1
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		38
合 計		959

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 量 数	エタノール 相当数量	欠減控除 数 量	場内消費 数 量	用途外使用 等 数 量	課税標準		控除税額	差 引 計
						数 量	税 額		
令 和 2 年 度	kL 1,309,501	kL 28,053	kL 17,300	kL 1	kL -	kL 1,264,149	千円 68,011,208	千円 2,136	千円 68,009,069
令 和 3 年 度	1,005,792	22,026	13,281	7	-	970,493	52,212,501	1,958	52,210,536
令 和 4 年 度	951,702	17,697	12,609	7	-	921,403	49,571,485	1,747	49,569,724
令 和 5 年 度	1,136,927	23,485	15,032	8	-	1,098,419	59,094,867	1,632	59,093,229
令 和 6 年 度	1,153,230	24,595	15,237	17	0	1,113,416	59,901,801	1,746	59,900,044

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		6,450	78,920
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 減 係 る 軽	-	-
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 減 係 る 軽	1,776	17,319
控 除 税 額			3,115
うち 軽減 税率	沖 縄 路 線 航 空 機 に 減 係 る 軽		-
	特 定 離 島 路 線 航 空 機 に 減 係 る 軽		1,566
差 引 計			75,785
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		380
	重		2,926
合 計			79,091
課 税 人 員			人 513
還 付 金 額			千円 -

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	場 82	
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	1
	そ の 他 の も の	170
合 計	253	

調査時点： 令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 2 年 度	2,644	42,141
令 和 3 年 度	2,824	23,756
令 和 4 年 度	3,304	36,331
令 和 5 年 度	3,921	45,006
令 和 6 年 度	6,450	78,920

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t	千円
		49,308	862,895
控 除 税 額			18,872
差 引 計			843,869
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計		49,308	843,869
課 税 人 員			人
			4,155
還 付 金 額			千円
			36
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用 ス タ ン ド	場	
	200	
自 家 用 ス タ ン ド	43	
着 脱 式 容 器 充 て ん 場	111	
そ の 他	54	
合 計	408	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 2 年 度	58,017	1,015,301
令 和 3 年 度	56,086	981,495
令 和 4 年 度	55,485	971,017
令 和 5 年 度	53,266	932,151
令 和 6 年 度	49,308	862,895

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	kL 225,512	千円 631,433
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	t 2,343,737	4,359,350
石 炭	-	-
計		4,990,784
控 除 税 額		2,781,953
差 引 計		2,208,828
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		2,208,828
課 税 人 員		人 60
還 付 金 額		千円 301,140
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 5	場 1	場 -
そ の 他 の 納 税 地	18	5	-
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	3	-
合 計	23	9	-

調査時点：令和7年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
		千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)		450	37
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		2,632,716	2,343
書式表示による申告・納付(第11条関係)		4,586,129	13,566
預貯金通帳等の申告・納付(第12条関係)		1,050,638	23
計		8,269,933	15,969
充 当 税 額		33,843	
差 引 計		8,236,090	
加 算 税	過 少 申 告	2,730	
	無 申 告	404	
	重	-	
過 怠 税		153,212	1,937
還 付 金 額		102,483	
印紙税納付計器	設 置 者 数		1,541
	設 置 台 数		1,706

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ(第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付(第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 納 付 計 器 によるもの	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 2 年 度	290	3,558,646	4,051,351	3,165,140	10,775,426	18,609
令 和 3 年 度	199	3,419,605	4,339,919	2,403,228	10,162,950	18,481
令 和 4 年 度	259	3,028,025	5,144,536	1,105,300	9,278,120	18,060
令 和 5 年 度	275	2,917,646	4,865,136	1,081,005	8,864,062	17,301
令 和 6 年 度	450	2,632,716	4,586,129	1,050,638	8,269,933	15,969

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令和2年度		-	-
令和3年度		-	-
令和4年度		-	-
令和5年度		-	-
令和6年度		-	-
販売電気の 電力量	従量料金制の供給販売電気	-	-
	定額料金制の供給販売電気	-	-
	計量自家使用販売電気	-	-
	推計自家使用販売電気	-	-
計		-	-
加算税	過少申告	-	-
	無申告	-	-
	重	-	-
合計		-	-
課税人員		-	人

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一般送配電事業者等	人

調査時点： 令和7年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分	人 員	税 額
	千人	千円
令和2年度	X	X
令和3年度	X	X
令和4年度	X	X
令和5年度	X	X
令和6年度	X	X
加算税	不納付	X
	重	-
合 計		X
還付金額		X

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの納付実績及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特別徴収義務者	1人

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。